

地方自治法に定める市長の権限

【都道府県と市町村の役割分担】

◆ 都道府県が処理する事務（2条5項）

- ① 広域にわたるもの
- ② 市町村に関する連絡調整に関するもの
- ③ その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当ではないと認められるもの

◆ 市町村が処理する事務（2条3項）

都道府県が処理する事務を除き、

- ① 地域における事務
- ② 法令で定められたその他の事務

【長の権限】

（1）事務の管理及び執行権（148条、149条）

地方公共団体の長は、その地方公共団体の事務を管理し、及びこれを執行する。

- ① 議会へ条例案など議案の提出
- ② 予算の編成と執行
- ③ 地方税の賦課徴収
- ④ 分担金、使用料、加入金、手数料の徴収
- ⑤ 過料を科すこと
- ⑥ 決算を議会の認定に付すこと
- ⑦ 会計の監督
- ⑧ 財産の取得、管理、処分
- ⑨ 公の施設の設置、管理、廃止
- ⑩ 証書、公文書類の保管
- ⑪ 以上のほか、地方公共団体の事務を執行すること

(2) 統括代表権 (147 条)

地方公共団体の長は、その地方公共団体を統括し、これを代表する。

「統括」…地方公共団体の事務の全般について、その地方公共団体の長が総合的統一を確保する権限を有すること。

「代表」…長が外部に対して、地方公共団体の行為となるべき各般の行為を行いうる権限をいい、長の行った行為そのものが、法律上直ちにその地方公共団体の行為となること。

(3) 職員の指揮監督権 (154 条)

地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

「補助機関」…行政機関における執行機関の事務を補助するために置かれる機関

「補助機関である職員」…副知事又は副市長村長、会計管理者、出納員その他の会計職員、その他職員、嘱託等の職員及び専門委員を指す。

(4) その他の権限

- ・ 職員の任免権 (162 条、168 条の 2、171 条の 2、172 条の 2、174 条の 2)
- ・ 総合調整権 (138 条の 3、180 条の 4、221 条 1 項、238 条の 2)
- ・ 規則制定権 (15 条)
- ・ 事務組織権 (155 条、156 条、158 条)
- ・ 所管行政庁の処分取消及び停止権 (154 条の 2)
- ・ 公共的団体等の監督権 (157 条)